

鳥獣保護管理制度について

環境省鳥獣保護管理室

目次

1. 鳥獣保護管理法の体系と沿革
2. 科学的・計画的な鳥獣保護管理
3. 鳥獣保護管理の体制
4. 最近のトピック

2

1. 鳥獣保護管理法の体系と沿革

鳥獣保護管理法の沿革



我が国における鳥獣法制は、その時代時代により変化する多様な要請を受け、公共の安寧秩序の維持に重点を置いたものから、鳥獣の保護管理にも重点を置いた制度に見直し。

- | | | | |
|-----------|---------------------------|---------|---------------------|
| 明治6年 | 鳥獣猟規則の制定 | ※ 昭和46年 | 林野庁から環境庁に移管 |
| | ・銃猟のみ規制の対象 | 平成11年 | 鳥獣保護法の改正 |
| | ・銃猟の免許鑑札制 | | ・特定鳥獣保護管理計画制度の創設 |
| | ・銃猟期間を10月15日～翌年4月15日まで | | ・国と都道府県の役割の明確化 |
| | ・日没から日出までの間、人家が密集して | 平成14年 | 鳥獣の保護及び銃猟の適正化に関する法律 |
| | いる場所等での銃猟を禁止 | | の制定（ひらがな化） |
| 明治25年 | 狩猟規則の制定 | | ・指定猟法禁止区域制度の創設 |
| | ・猟具の規制範囲に、網罟、わな猟を追加 | | ・捕獲鳥獣の報告を義務化 |
| | ・捕獲を禁止する保護鳥獣15種を指定 | 平成18年 | 鳥獣保護法の改正 |
| 明治28年 | 狩猟法の制定 | | ・網・わな免許の分離 |
| | ・職猟と遊猟の区別を廃止 | | ・鳥獣保護区における保全事業の実施 |
| 大正7年 | 狩猟法の制定（全部改正） | | ・輸入鳥獣の標識制度の導入 |
| 現行法の骨格が完成 | 保護鳥獣の指定から狩猟鳥獣の指定 | ※ 平成19年 | 鳥獣による農林水産業等に係る被害の |
| | 保護鳥獣の販売、保護鳥のひな、卵の採取・販売を禁止 | | 防止のための特別措置に関する法律 |
| 昭和25年 | 狩猟法の改正 | | ・市町村への捕獲許可権限の委譲 |
| | ・鳥獣保護区制度の創設 | 平成26年 | 鳥獣保護法の改正 |
| | ・保護鳥獣の飼養許可証制度の導入 | | ・鳥獣の管理の強化 |
| 昭和38年 | 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（改称） | | ・指定管理鳥獣捕獲等事業の創設 |
| | ・鳥獣保護思想の明確化 | | ・認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入 |
| | ・鳥獣保護事業計画制度の創設 | | |

4

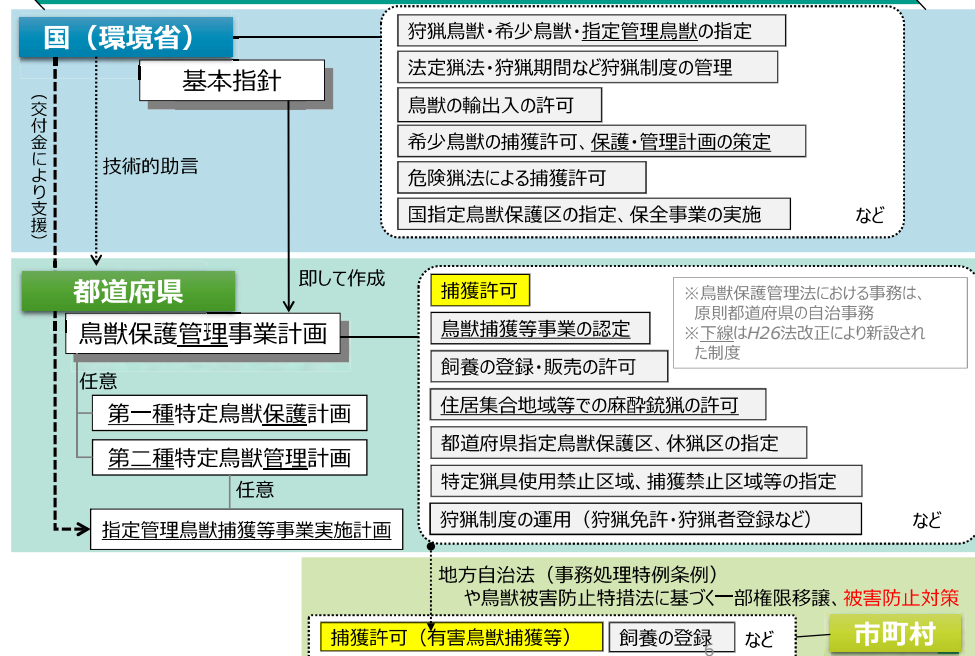
鳥獣保護管理法の目的

- 鳥獣の保護及び管理
 - 狩猟の適正化
-
- 生物多様性の確保
 - 生活環境の保全
 - 農林水産業の健全な発展

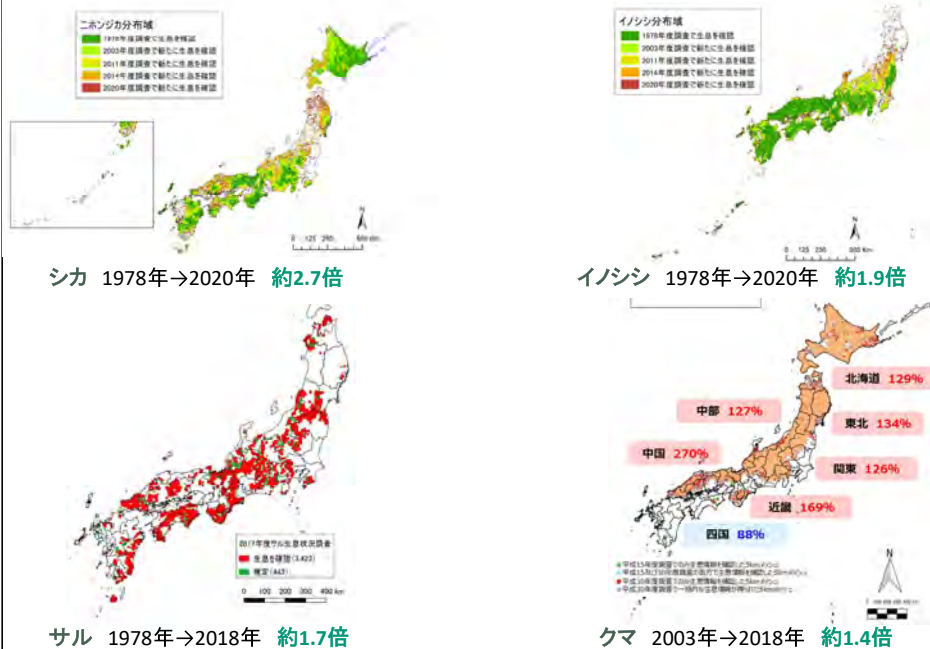
自然環境への恵沢を享受、地域社会の健全な発展

5

鳥獣保護管理法の施策体系



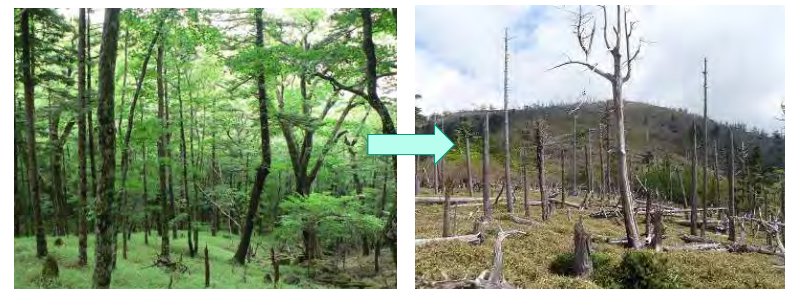
野生鳥獣の分布域の拡大



7

野生鳥獣による被害（ニホンジカの採食圧による下層植生の衰退）

大台ヶ原



剣山

（高知県鳥獣対策課提供）



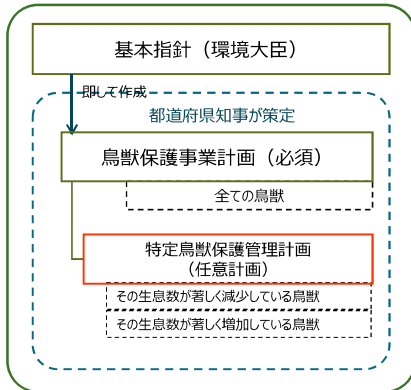
2002年

2008年

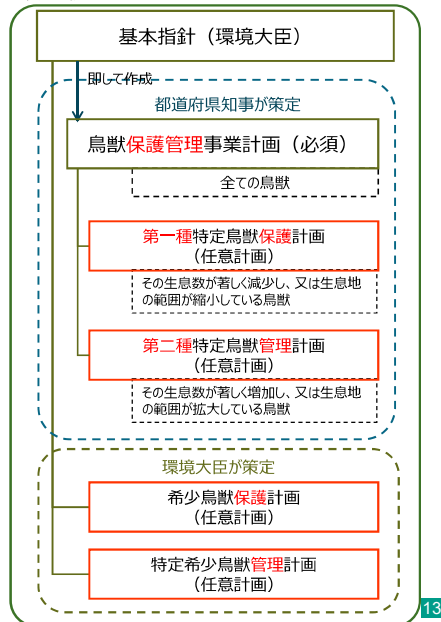
8

施策体系の整理（第3条、第4条、第7条～第7条の4）

【改正前】



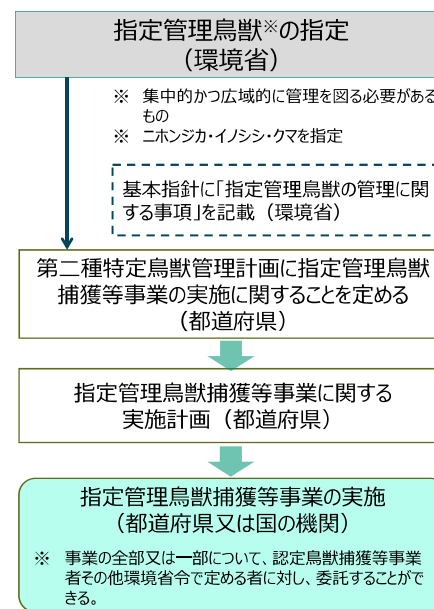
【改正後】



13

指定管理鳥獣捕獲等事業の創設（第14条の2）

【指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ】



指定管理鳥獣捕獲等事業に係る特例

- ☐ 捕獲等の禁止（法第8条）を適用しない。
- ☐ 鳥獣の放置の禁止（法第18条）を適用しない。ただし、生態系に重大な影響を及ぼすおそれなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定める場合に該当するときに限る。
- ☐ 夜間銃猟の禁止（法第38条第1項）を適用しない。ただし、委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者が、実施日時、実施区域、実施方法、実施体制等について、都道府県知事の確認を受けて実施するときに限る。

14

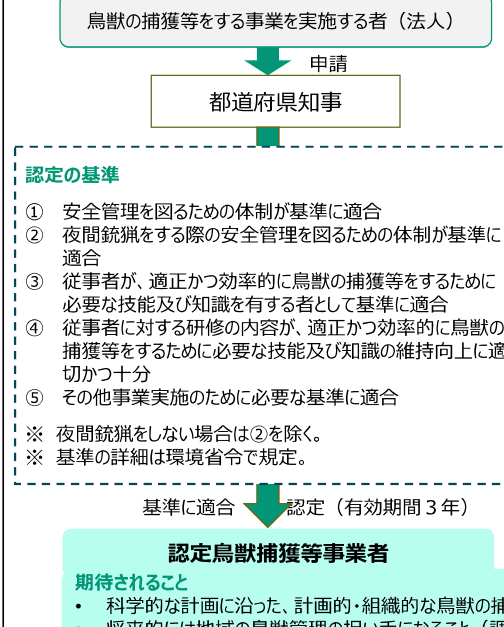
鳥獣の捕獲の枠組み

- ・ 鳥獣保護管理法では、狩猟と許可捕獲を除き、野生鳥獣の捕獲は原則禁止。
- ・ 被害防止や個体数調整、学術研究等の目的で捕獲する場合は、都道府県知事等の許可が必要。

捕獲の分類	狩猟 （登録狩猟） 法第11条	許可捕獲 法第9条			指定管理鳥獣捕獲等事業 法第14条の2
		学術研究、鳥獣の保護、その他	鳥獣の管理（有害捕獲）	鳥獣の管理（個体数調整）	
目的		学術研究、鳥獣の保護、その他	農林業被害等の防止	生息数または生息範囲の抑制	
対象鳥獣	狩猟鳥獣(46種) ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵		第二種特定鳥獣	指定管理鳥獣（ニホンカ・イナシ・クマ）
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 （危険猟法等については制限あり）			
実施時期	狩猟期間	許可された期間（通年可能）			事業実施期間
実施区域	鳥獣保護区や休猟区等の狩猟禁止の区域以外	許可された区域			事業実施区域
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県等	都道府県国の機関
捕獲実施者		許可された者			認定鳥獣捕獲等事業者等
必要な手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得			事業の受託

15

認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入



認定の効果

- <法令上の効果>
 - ☐ 指定管理鳥獣捕獲等事業の夜間銃猟の実施者となれる（全ての基準を満たした事業者に限る）
 - ☐ 名称使用制限（認定鳥獣捕獲等事業者の一定の質の確保）
 - ☐ 従事者の適性試験の免除
 - ☐ 捕獲等許可の際の従事者証の発行対象（法人として許可の対象となる）
 - ☐ 銃刀法に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、ライフル銃の所持許可の対象となる
 - ☐ 鳥獣の管理に係る目的の捕獲に従事した捕獲従事者は狩猟税を免除
- <その他の効果>
 - ☐ 安全性・効率性の高い捕獲従事者の安定的確保
 - ☐ 都道府県等が事業を委託する際の審査の効率化等

認定の基準

- ① 安全管理を図るための体制が基準に適合
- ② 夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が基準に適合
- ③ 従事者が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者として基準に適合
- ④ 従事者に対する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分
- ⑤ その他事業実施のために必要な基準に適合

- ※ 夜間銃猟をしない場合は②を除く。
- ※ 基準の詳細は環境省令で規定。

基準に適合 → 認定（有効期間3年）

認定鳥獣捕獲等事業者

期待されること

- ・ 科学的な計画に沿った、計画的・組織的な鳥獣の捕獲等を確実に実施していくこと
- ・ 将来的には地域の鳥獣管理の担い手になること（調査計画策定、モニタリング、評価等への関与等）

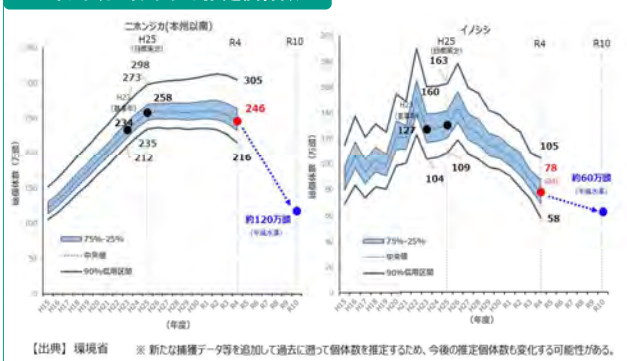
16

抜本的な鳥獣捕獲強化対策（ニホンジカ・イノシシの半減目標）



- ニホンジカ、イノシシ等による生態系、農林水産業、生活環境への被害が拡大・深刻化。
- 平成25年12月、環境省と農林水産省で「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を策定。**ニホンジカ・イノシシの個体数の令和5年度までの半減**（平成23年度比）を目指し、捕獲対策等を強化。
- その結果、イノシシは順調に減少する一方、ニホンジカは未だ高い水準にあり、令和5年度の目標達成は難しいことから、令和5年9月に環境省と農林水産省で、**目標の達成時期を令和10年度まで延長**することを公表。
- 環境省では、**指定管理鳥獣対策事業**により、都道府県によるニホンジカ・イノシシの捕獲対策等を支援。

ニホンジカ・イノシシの推定個体数



指定管理鳥獣対策事業

- 都道府県が実施する指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ）の捕獲対策や被害対策等に対する交付金。
- ・ 令和6年度予算額：合計25億円（令和6年度当初2億円、令和5年度補正23億円）
- ・ 令和4年度は44都道府県が本交付金を活用し、約5万4千頭を捕獲。



シカによる高山帯のお花畑の被害（南アルプス国立公園）
写真：南アルプス国立公園

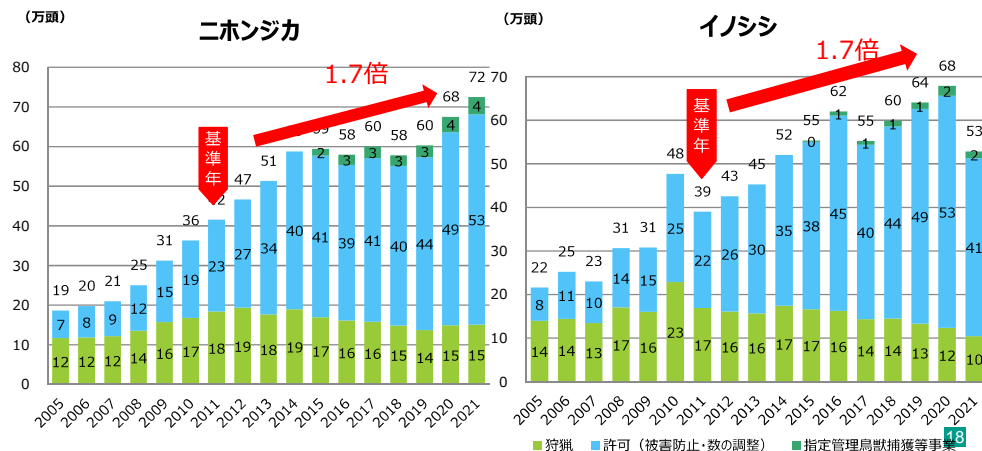
17

ニホンジカ・イノシシの捕獲数の変化



- ニホンジカの捕獲頭数は、近年60万頭前後で推移し、2011年から約1.7倍。2021年は過去最高を記録。
- イノシシの捕獲頭数は、2011年から約1.7倍。これまでの捕獲の取組や豚熱の影響により生息頭数が減少してきていると考えられ、2021年には捕獲頭数が大きく減少。
- 捕獲頭数に占める有害捕獲・個体数調整の割合は15年で約1/3から約3/4に増加

ニホンジカ・イノシシの捕獲数（捕獲種別）



科学的・計画的な鳥獣保護管理

科学的・計画的な鳥獣の保護及び管理の基本的な考え方



鳥獣保護管理の3本柱

- ・ 人口減少・高齢化の進行による中山間地域を中心とした人間活動の縮小
- ・ 鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が一層深刻な状況
- ・ **個体群管理・生息環境管理・被害防除対策**の3つの実施による鳥獣保護管理の一層の推進が必要。



科学的・計画的な鳥獣保護管理の必要性

- ・ 鳥獣保護管理は不確実性を有する自然を対象に取り扱うものため、**科学的かつ計画的な目標の設定**を行い、**事業計画等を順応的に見直ししていく姿勢**が重要
- ・ 生態学的な考え方、鳥獣保護管理事業の実施結果の客観的な情報、農林水産業に関する情報、社会科学的な知見も重要
- ・ 多岐にわたる情報を収集・整理するためには、調査を計画的に実施し、得られた知見を事業結果の評価に活かすことが不可欠。

科学的・計画的・順応的な計画（特定計画）の作成が必要

特定計画

環境省は、特定計画の作成や見直しのための**技術ガイドライン**を整備

- ・ 科学的・計画的な保護又は管理を広域的・継続的に推進することにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的に作成する。
- ・ 地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るために、計画の目標を達成するための施策として、対象種の特性を踏まえた個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる事業を組み合わせた内容を記載。**20**

各計画の策定状況



令和6年8月26日現在

計画の名称		策定都道府県数
鳥獣保護管理事業計画 ※ 都道府県の鳥獣行政の基本的な計画（5年計画）		47都道府県
特定鳥獣保護・管理計画 ※ 第一種保護計画 生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣について、保護を図る必要があると認められるもの ※ 第二種管理計画 生息数が著しく増加し、又は生息地の範囲が拡大している鳥獣について、特に鳥獣の管理を図るための計画（3～5年計画）	ニホンジカ	二種：45都道府県
	イノシシ	二種：45府県
	ニホンザル	二種：28府県
	クマ類	二種：20道府県 一種：2県
	ニホンカモシカ	二種：8県
	カワウ	二種：7県
指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（令和5年度） ※ 第二種特定鳥獣管理計画に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するための実施計画（1年計画）	ゴマフアザラシ	二種：1道
	ニホンジカ	39都道府県、1協議会
	イノシシ	24県、1協議会

24

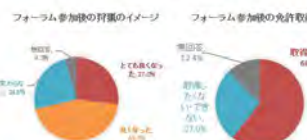
3. 鳥獣保護管理の体制の整備

捕獲の担い手の増加・育成のための取組



狩猟者、捕獲者の育成

- 狩猟の社会的意義や魅力を伝える普及啓発やイベント実施（環境省、都道府県）
 ※ 環境省が実施した捕獲の担い手のきっかけをつくる「狩猟フォーラム」では、令和5年末までに33都道府県で開催し、のべ約9,500人（1会場平均250人）が参加。
 ※ 令和5年度は初めてオンラインで開催。
 → フォーラムが狩猟のイメージ向上、免許取得への意欲向上につながり、狩猟免許受験者の増加にも寄与



狩猟者、捕獲者の負担軽減

- 公的な捕獲を担う狩猟者の狩猟税を免除
 ※ 平成27年度より狩猟者登録者の6割以上となる有害鳥獣捕獲従事者へ措置が適用され、経済的負担を軽減（現在の措置は令和5年4月～令和10年3月末まで。R6年度以降も延長されている状況）
 → 減少傾向にあった狩猟者登録者数の下げ止め、回復傾向に寄与
- 都道府県等における狩猟者の負担補助制度



狩猟の拡大、推進

- 都道府県の狩猟による捕獲経費支援を実施（環境省、R3～）
- わな猟・網猟の免許取得年齢を18歳以上に引き下げ（環境省、H27～）

23

鳥獣保護管理の専門人材育成のための環境省の取組



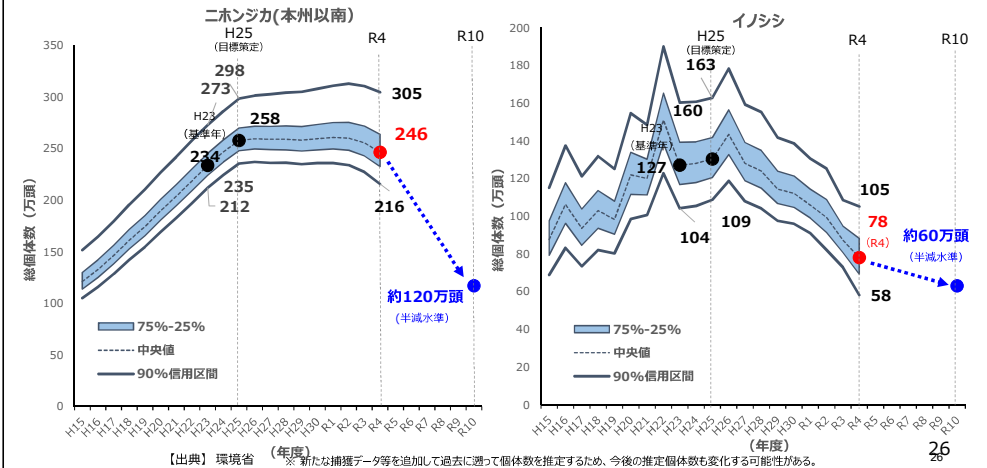
- 地方公共団体職員等向けの人材育成研修
- 認定鳥獣捕獲等事業者講習会
- 鳥獣保護管理に係る人材登録事業（のべ181名）
 - ・ 鳥獣保護管理プランナー：鳥獣保護管理の計画作りの専門家
 - ・ 鳥獣保護管理捕獲コーディネーター：被害防除を含む捕獲指導
 - ・ 鳥獣保護管理調査コーディネーター：調査を行う専門家
 - 民間の資格制度との連携、交付金事業での活用
 - 登録者の活用促進事業を実施（登録者を研修等に招へいする際の謝金・旅費を支援）
- 都道府県における専門的職員の配置状況（毎年公表 R5,4時点）
 - ・ 専門的職員を配置している都道府県数 35 / 47（74%）
 - ・ 1都道府県当たりの専門的職員の平均配置数 3.6人

24

4. 最近のトピック

ニホンジカとイノシシの個体数推定結果（令和4年度末時点）

- 捕獲数等の全国的に入手可能なデータを基に、令和4年度時点の個体数を推定。
- **ニホンジカ（本州以南）は約246万頭（中央値）** ※90%信用区間：216～305万頭
 - ・ 依然として高い水準にあり、令和10年度の目標達成に向け**更なる捕獲強化**が必要。
- **イノシシは約78万頭（中央値）** ※90%信用区間：58～105万頭
 - ・ 平成26年度をピークに減少傾向にあり、早期の半減目標達成に向け、**捕獲圧の維持**が必要。



指定管理鳥獣捕獲等事業費



【令和6年度予算 200百万円（200百万円）】
【令和5年度補正予算額 2,300百万円】



都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲等を支援します。

1. 事業目的

ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成及び豚熱ウイルスの拡散防止等を目的としたイノシシの捕獲強化に向けて、都道府県等が行うニホンジカ・イノシシの捕獲事業等を交付金により支援する。

2. 事業内容

ニホンジカ・イノシシの半減目標（平成23年度比）の達成及び豚熱収束後のイノシシの個体数の増加を防ぐため、都道府県等が行う以下の取組について交付金により支援する（特に半減目標の達成が困難なニホンジカについて更なる捕獲体制強化が必要）。

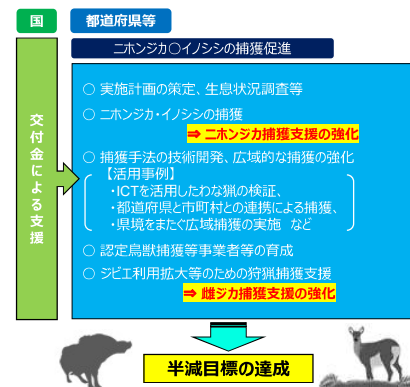
- ① 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定、生息状況調査等
- ② 指定管理鳥獣の捕獲等（ニホンジカ・イノシシ）
- ③ 効果的な捕獲の促進（捕獲手法の技術開発・市町村連携による捕獲・広域連携による捕獲）
- ④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成（捕獲技術向上のための研修会等）
- ⑤ ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成（食肉衛生の講習会等）
- ⑥ ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援（捕獲個体の搬入への支援・捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助）

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1/2、2/3、定額）
- 交付対象 都道府県、協議会
- 実施期間 平成26年度～令和10年度（予定）

お問合せ先： 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 電話：03-5521-8285

4. 事業イメージ



【参考】令和6年度指定管理鳥獣対策事業交付金（ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業）交付対象メニュー

交付対象メニュー	内 容	交付対象事業者	交付割合
① 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定等事業	指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画又は広域捕獲計画の策定等及びそれに必要な調査並びに捕獲情報の収集等及び事業評価の実施	都道府県協議会	都道府県は事業費5,000千円を上限とする定額、協議会は事業費10,000千円を上限とする定額（いずれも定額を超える事業費分は1/2以内）
② 指定管理鳥獣捕獲等事業	指定管理鳥獣の捕獲及び捕獲に付随する事項の実施 捕獲個体の搬出・処分の実施	都道府県	事業費の1/2以内（ただし、指定管理鳥獣に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある都道府県、またはC5Fウイルスに感染したイノシシ等が確認された都道府県が行う野生イノシシの捕獲、ニホンジカの生息密度が20頭/㎢を超える高密度地域を捕獲実施区域に含む都道府県が行うニホンジカの捕獲については事業費の2/3以内）
③ 効果的捕獲促進事業	＜都道府県の場合＞ 効果的な捕獲手法の技術開発等 市町村と連携した効果的な捕獲等の取組の実施 都府県連携による捕獲、捕獲個体の搬出・処分の実施 ＜協議会の場合＞ 広域捕獲計画に基づく捕獲等の実施 捕獲個体の搬出・処分の実施	都道府県協議会	「効果的捕獲モデル・技術開発タイプ」「市町村連携タイプ」「広域連携タイプ」それぞれ10,000千円を上限とする定額。 ただし、北海道が「市町村連携タイプ」に取り組む場合、4地域までとし、1地域あたり10,000千円を上限とする定額。 ただし、協議会が「広域連携タイプ」に取り組む場合、取組を行う都道府県域の数に10,000千円を乗じた額を上限とする定額。 都府県において「広域連携タイプ」に取り組む場合、予め、連携を行う都府県が合意の下作成し、連名で作成した「広域捕獲計画（実施要領別記様式第5 別添）」を作成の上、環境省に提出する必要（事業計画の承認申請時に提出できない場合は、作成後速やかに提出）
④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成	認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に対する捕獲等技術向上のための研修会の開催等	都道府県協議会	事業費2,000千円を上限とする定額（ただし、定額を超える事業費分は1/2以内）
⑤ ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成	ジビエ利用の拡大を考慮した講習会の開催等の狩猟者の育成に向けた取組の実施	都道府県	事業費2,000千円を上限とする定額（ただし、定額を超える事業費分は1/2以内）
⑥ ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援	ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援 狩猟で捕獲したニホンジカ及びイノシシを処理加工施設に搬入する取組、持ち込まれた捕獲個体の食肉処理等を行うに当たり発生した廃棄物処理等 捕獲強化のための狩猟捕獲経費支援 狩猟で捕獲した個体を都道府県が指定する処分施設等に搬入する取組、持ち込まれた捕獲個体の適正な処分に必要な取組の実施 （※捕獲個体の搬出が難しいなどの理由で、狩猟者が現地で適切に埋設処分した場合は支援対象）	都道府県	ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲経費支援 ・ 1頭9千円を上限とする定額（ただし、ニホンジカの雄については1頭当たり9千円を上限とする定額、シカ・イノシシ各2頭目から支払い） ・ 1処理加工施設当たり2,000千円を上限とする定額 捕獲強化のための狩猟捕獲経費支援 ・ 1頭8千円を上限とする定額（ただし、ニホンジカの雄については1頭当たり9千円を上限とする定額、シカ・イノシシ各1頭目から支払い） ・ 処分施設等における捕獲個体の処分費等（定額）

【参考】令和6年度指定管理鳥獣対策事業交付金（クマ類総合対策事業）交付対象メニュー

交付対象メニュー	内 容	交付対象事業者	交付割合
①計画策定・調査等事業	- 特定鳥獣保護・管理計画又は指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画並びに広域的な保護・管理の方針の策定等。 - 上記計画策定に必要な生息・目撃・被害状況等の調査及び捕獲情報の収集等及び事業評価の実施。	都道府県協議会	- 事業費5,000千円を上限とする定額（都道府県） - 事業費10,000千円を上限とする定額（協議会） - ただし、いずれも定額を超える事業費分は1/2以内 - 交付上限額は12,500千円（都道府県）。ただし、北海道においては事業費が特別にかかる認められる場合に限り、事業費20,000千円を上限とする定額、交付上限額25,000千円。） 15,000千円（協議会）
②捕獲等事業	- 捕獲及び捕獲に付随する事項の実施。 - 捕獲個体の搬出・処分の実施。	都道府県	事業費の1/2以内（都道府県）
③出没防止対策事業	市街地・集落等の周辺における放任果樹等の誘引物の除去、緩衝帯の整備、侵入防止柵の整備、追い払い、学習放獣、見回り、学習会の開催、普及啓発の実施。	都道府県	事業費の1/2以内（都道府県）
④出没時の体制構築事業	- 市街地・集落等への出没を想定した研修・訓練、出没対応マニュアルの作成。 - ICT等を活用した出没情報の収集・提供の実施。	都道府県	事業費の1/2以内（都道府県）
⑤クマ類の保護・管理に係る専門人材の育成	<都道府県> - クマ類の保護・管理を担う都道府県・市町村担当職員の専門知識の向上、認定鳥獣捕獲等事業者、捕獲技術者の技術向上・育成に向けた必要な取組の実施。 <協議会> - 保護管理ユニットをベースにした広域的な保護・管理に向けた研修会の開催等、技術向上・育成に向けた必要な取組の実施。	都道府県協議会	- 事業費2,000千円を上限とする定額 - ただし、定額を超える事業費分は1/2以内

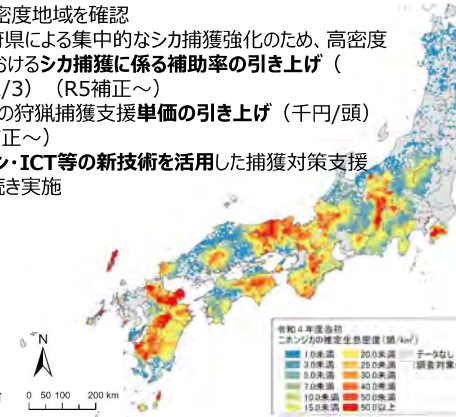
指定管理鳥獣対策事業交付金による捕獲対策の強化

- シカの個体数を効果的・効率的に減少させるため、**高密度地域の洗い出しを実施**。
- 都道府県による**奥山等の高密度地域における集中的・広域的な捕獲等に対する支援を拡充**。

※本州以南のシカ密度分布図掲載URL https://www.env.go.jp/press/press_02936.html

【シカ高密度地域での集中捕獲】

- 環境省では、令和2年度から本州以南でシカ糞塊調査を実施し、**シカ高密度地域の洗い出し**を実施。県境付近等で高密度地域を確認
- 都道府県による集中的なシカ捕獲強化のため、高密度地域における**シカ捕獲に係る補助率の引き上げ**（1/2→2/3）（R5補正～）
- **雌シカの狩猟捕獲支援単価の引き上げ**（千円/頭）（R5補正～）
- **ドローン・ICT等の新技術を活用した捕獲対策支援**も引き続き実施



【出典】環境省

【県境をまたぐ広域捕獲の推進】

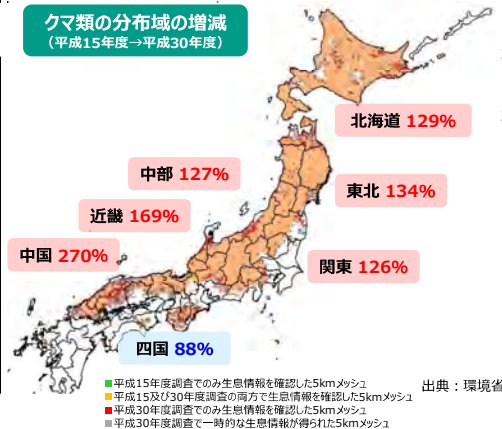
- 都道府県による県境付近の広域捕獲の支援を拡充し、**県境をまたぐ広域捕獲を強化**（R4～）

	地域	種類	開始年度
1	福島県・茨城県・栃木県	シカ	R1
2	福島県・栃木県	シカ	R4
3	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県	イノシシ	R4
4	兵庫県・鳥取県	シカ	R4
5	神奈川県・静岡県	シカ	R5
6	三重県・滋賀県	シカ	R5
7	徳島県・愛媛県	シカ	R5
8	宮崎県・鹿児島県	シカ	R6

クマ類の生息・被害の状況

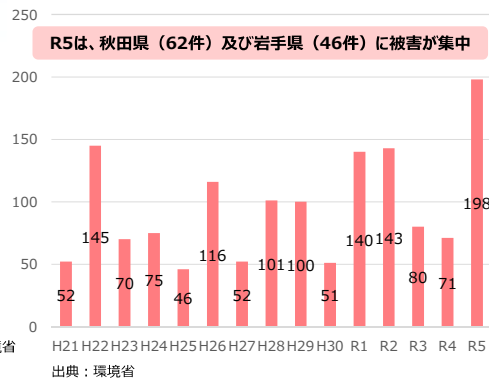
- **ヒグマ**は、平成15年度と30年度の比較で、**分布域は約1.3倍に拡大**。令和2年度の**推定個体数**は11,700頭（中央値）で**30年間で2倍以上に増加**。
- **ツキノワグマ**は、平成15年度と30年度の比較で**分布域は約1.4倍に拡大**。他方、四国は分布域が縮小、九州は絶滅。本州の多くの地域で**推定個体数は増加又は安定化**。
- 人口減少・高齢化等により、クマ類の分布が**人の生活圏周辺まで拡大**する中、令和5年度は、秋の東北の堅果類（どんぐり）の凶作等により、クマ類による**人身被害が過去最多（198件、219人）**を記録。

クマ類の分布域の増減 （平成15年度→平成30年度）



クマ類による人身被害件数

R5は、秋田県（62件）及び岩手県（46件）に被害が集中



出典：環境省

出典：環境省

「クマ類による被害防止に向けた対策方針」のポイント

- 令和6年2月8日の専門家検討会において、科学的知見に基づき、「クマ類による被害防止に向けた対策方針」を取りまとめる。
- 対策の基本的な考え方は、**クマ類の地域個体群を維持**しつつ、**人の生活圏への出没防止**により、**人とクマ類のすみ分け**を図る。
- その実現に向け、「**ゾーニング管理**※1」、「**広域的な管理**※2」、「**順応的な管理**※3」の3つの管理を推進。

※1：人の生活圏とクマ類の生息域の区分 ※2：保護管理ユニットに基づき都道府県をまたぐ広域管理 ※3：事業のモニタリングにより、より適切な管理方法を適用

指定管理鳥獣の指定

- **クマ類を指定管理鳥獣※に指定**（絶滅のおそれのある四国の個体群を除く）。**都道府県等への技術的・財政的支援**が必要。
- **捕獲に偏らない対策が必要**（調査・モニタリング、出没防止対策、出没時の体制構築、人材育成 など）。
- ※ 都道府県等が捕獲等により集中的かつ広域的に管理する鳥獣

人の生活圏への出没防止

- 放任果樹等の**誘引物の管理**、**電気柵**の設置、**追い払い**、**山林**、**耕作放棄地**、**移動ルートの緑地の刈り払い**、**緩衝帯**の整備が必要。

出没時の対応

- **市街地等での銃による捕獲**について、**鳥獣保護管理法の改正**も含めて、**対応方針の検討・整理**が必要。

人材育成・配置 他

- 都道府県・市町村への**専門的な人材**の育成・配置、**捕獲技術者**の育成・確保が必要。
- **ICT等を活用した出没情報の提供**、**モニタリング手法の開発**が必要。
- **過度な苦情への対応**、**四国個体群の保全強化**等が必要。

クマ類保護及び管理に関する検討会

（第1回）令和5年12月26日（火）

- クマ類の生息状況、被害状況等について
- ヒアリング（北海道、岩手県、秋田県、群馬県、富山県、兵庫県）

（第2回）令和6年1月9日（火）

- ヒアリング（大日本猟友会、北海道農業協同組合中央会、日本自然保護協会、知床財団、NPO法人ビッキョ）
- 論点の整理

（第3回）令和6年2月8日（木）

- 「クマ類による被害防止に向けた対策方針」の決定

（検討委員）※五十名程度

- 大井 徹 石川県立大学生物資源環境学部 特任教授
- 小池 伸介 東京農工大学大学院 教授
- 近藤 麻実 秋田県生活環境部自然保護課 主任
- 佐藤 喜和 酪農学園大学 農食環境学群 教授
- 澤田 誠吾 島根県西部農林水産振興センター 主幹
- 山崎 晃司 東京農業大学地域環境科学部 教授 ※座長
- 横山 真弓 兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授

環境省の主な取組

- **指定管理鳥獣の指定**（鳥獣保護管理法省令の改正）※4月16日に公布・施行
- **指定管理鳥獣対策事業交付金の拡充**（クマ類の追加）
- **住居集落地域等での銃猟に係る鳥獣保護管理法改正の検討**。



- **クマ類の指定管理鳥獣への指定**に併せて、関係省庁が連携した総合的な施策パッケージの実施により、**国民の安全・安心を確保**する。
- **クマ類の地域個体群を維持**しつつ、**人とクマ類のすみ分け**を図ることで、**クマ類による被害を抑制**する。

1. 人の生活圏への出沒防止

- **人の生活圏周辺での追い払い、放任果樹（柿など）等の誘引物の管理、緩衝帯の整備、電気柵の設置等**の支援（環境省、農林水産省、林野庁）
- クマ類の移動ルートとなる**河川の生息環境管理**の支援（国土交通省）

2. 出沒時の緊急対応

- 都道府県・市町村による**出沒対応マニュアルの作成、出沒対応訓練等**の支援（環境省）
- **ICT等を活用した出沒情報の収集・提供等**の支援（環境省）
- 住居集合地域や建物内での銃猟等に係る**鳥獣保護管理法改正の検討**（環境省）
- 都道府県・市町村等と連携した**出沒時の安全確保**（警察庁）
- クマ類の捕獲に対する過度な苦情等に対応するため、**科学的な情報発信の強化**（環境省）

3. クマ類の個体群管理の強化

- **クマ類の指定管理鳥獣への指定（四国の個体群を除く）**（環境省）
- クマ類の個体数、生息分布、被害状況等の**調査・モニタリング**の支援（環境省）
- **人の生活圏周辺でのクマ類の個体数管理**の支援（環境省）
- **農地周辺でのクマ類の捕獲**の支援（農林水産省）

4. 人材育成・確保

- 都道府県・市町村の**専門的な人材の育成・確保**の支援（環境省、農林水産省）
- **捕獲技術者の育成・確保**の支援（環境省、農林水産省）

5. クマ類の生息環境の保全・整備

- 鳥獣保護区等の**保護区の設置**（環境省）
- **針広混交林や広葉樹林への誘導、広葉樹の病害虫被害の防除**（林野庁）
- 絶滅のおそれのある**四国の個体群の保全**（環境省、林野庁）

33

住居集合地域等における銃猟等に係る鳥獣保護管理法改正の検討

令和6年8月時点



- R5年にクマ類が人里に大量出沒した事案の中で、**鳥獣保護管理法第38条の住居集合地域等における銃猟禁止規定により、クマ類の出沒時の緊急的な対応に支障を生じさせた事例が報告**された。
- 予防的・迅速な対応を可能とするため、**安全の確認等の一定条件下で住居集合地域等における銃猟を認めることを骨子とする鳥獣保護管理法の改正**について、環境省の専門家検討会が「鳥獣保護管理法第38条の改正に関する対応方針」を提言（7月8日）。
- 対応方針を踏まえて改正案の検討を進めている。

鳥獣保護管理法第38条の改正に関する対応方針（専門家報告） 概要

市街地にクマ類やイノシシが出沒した場合、安全の確認等、一定の条件下で銃猟または麻酔銃による捕獲を可能とする。

➢ 危険が生じる以前に、**予防的・迅速な対処を可能とする。**

➢ **周囲に人がいない等の安全確保の条件を整理。**

➢ **銃器の発砲により器物等が損失した際の補償。**

➢ 一定の技術を有する者に限り、**夜間の銃猟を可能とする。**

➢ 自治体が効果的に運用するための**技術的な支援**。

（参考）鳥獣保護管理法第38条に関する検討会

〈検討委員〉 ※五十音順
伊香田宏正 酪農学園大学農食環境学群 准教授（座長）
宇野 壮春 合同会社東北野生動物保護管理センター 代表社員
遠藤 聡太 早稲田大学法学部 准教授
佐藤 寿男 一般社団法人秋田県獣友会 会長（代表理事）
武田 忠義 北海道環境生活部自然環境局野生動物対策課
ヒグマ対策室 主幹
横山 真弓 兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授

34

サルによる農作物被害の状況と今後の対策



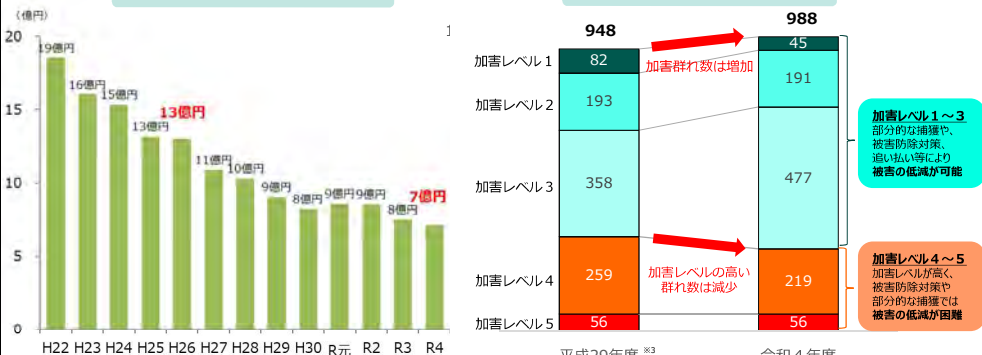
- サルによる農作物被害の軽減に向け、平成26年4月に、環境省と農林水産省で、**サルの加害群※1の数を令和5年度までに半減**させる目標を設定。
- 比較可能な14府県※2の平成29年度及び令和4年度時点の特定計画等における**サルの加害群の数は微増**したが、追い払いや柵の設置等に加え、**加害性の高い群れ（加害レベル4及び5）の全頭捕獲や加害個体の捕獲を進め、農作物被害額は、平成26年度の13億円から令和4年度には7億円と約4割減少**。
- 今後は、**引き続き農作物被害の軽減を図るため、加害性の高い群れ（加害レベル4以上）を優先的に減少**させる。

※1 サルは群れ単位で行動するため、加害レベルに応じた群れ単位での対策が必要

※2 青森、宮城、群馬、石川、福井、山梨、三重、滋賀、京都、兵庫、和歌山、岡山、山口、徳島

サルによる農作物被害額の推移

サルの加害群れ数



35

ニホンザルの特定鳥獣保護・管理計画ガイドラインの改定について



- これまでの取組によって被害が軽減した地域も見られるが、ニホンザルの**生息数や分布域は増加・拡大傾向**にあり、依然として被害が発生している地域も見られる。
- このため、**特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編）を改定**※、都道府県による対策への技術支援を引き続き実施。

※令和6年5月31日に報道発表

【改定案のポイント】

1. 加害レベル4以上の群れの優先的な捕獲方針の明示

- **加害レベル4以上の群れについて、全頭捕獲を含め、優先的に捕獲を進める。**（ただし、管理を進める上で配慮が必要な地域においては配慮事項を踏まえて捕獲手法を検討・選択する。）

2. 捕獲実施の意思決定の簡略化

- 4段階のモニタリングステップのうち、ステップ2（群れの位置・数・サイズ・加害レベルの把握）までは進めた上で、人身被害が発生するおそれが高い等の場合は、ステップ3～4に進む前に捕獲を実施することややむを得ないことを記載（要配慮地域外）。

3. 管理を進める上で配慮が必要な地域（※）（以下「要配慮地域」）の選定

- 被害軽減のために**積極的な個体群管理が可能な地域（＝連続性が強固な地域）と保護に配慮が必要な地域（＝連続性が脆弱な地域）**を都道府県が**判断する基準として、要配慮地域を選定**。

（※）要配慮地域…Enari et al.（2022）による解析結果を基に抽出した、個体群間の連続性が脆弱な地域。管理（捕獲）を進める上で、個体群の連続性と規模に配慮が必要な地域。

36

野生鳥獣保護管理に関する人材派遣事業、人材育成研修のご紹介



環境省 鳥獣プロデータバンクからの専門家紹介・派遣支援
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort1/effort1.html>

野生鳥獣対策の専門家派遣を支援します！

（環境省「鳥獣プロデータバンク活用促進事業」のご案内）

環境省では、鳥獣保護管理に関する専門的な知識や経験を有する専門家を「鳥獣プロデータバンク」に登録し、地方公共団体等に紹介する取組を実施しています。「鳥獣プロデータバンク活用促進事業」では、地方公共団体等の皆様が、専門家の方々に研修や技術指導等の活動へお招きするための謝金や旅費相当額を支援します。

※利用方法や留意点は裏面をご参照ください。

鳥獣プロデータバンクの専門家ができること

鳥獣プロデータバンクには、野生鳥獣の保護管理を専門とする大学、民間企業、地方自治体の職員等が役割に応じた3つの区分で登録されており、鳥獣対策の様々な指導・助言を行います。

分野	鳥獣保護管理 プランナー	鳥獣保護管理 組織コーディネーター	鳥獣保護管理 調査コーディネーター
主な役割	行政機関の計画策定の 助言	捕獲・被害防止対策の 指導	モニタリング調査等の 実施・指導

裏面において登録されている専門家の活動の一部紹介！



今年も開催！！鳥獣保護管理に係る人材育成研修業務

- 環境省では、鳥獣保護管理に係る都道府県担当者等向けの研修を毎年実施。
- R6年度は理論編・実習編の2つの構成の研修を開催。

R6年度の内容

【理論編】

野生動物管理の専門的知識の習得、鳥獣保護管理の基礎となる知識に関する講義映像を収録し、環境省YouTubeのサイトにて受講希望者に対して配信。

【実習編】

理論編での学習内容をベースとして、主に二ホンジカによる林業及び生態系被害が発生している地域での実習を実施。①被害発生状況やその防除法、②野生鳥獣のモニタリング手法の理解を深める内容の2泊3日の集合形式。

＜参考：R5人材育成研修（応用編）の様子＞



応用編



実習編

情報提供（狩猟等事故防止映像）



狩猟事故防止DVD動画「運命を分ける瞬間（タイム・ゼロ）」



- ① 第1章 「狩猟中の事故～矢先の安全不確認～（収録時間13分）」 <https://www.youtube.com/watch?v=vHk2QCaJLIE>
30年以上もの狩猟経験を持つベテランハンターが、イノシシ狩の最中に事故を起こし、人ひとりの命を奪ってしまいます。事故に至るまでの詳しいプロセスや、どうしてこのような事故が起こったのかを解説。
- ② 第2章 「猟銃の取り扱い（収録時間9分）」 <https://www.youtube.com/watch?v=ekBFTD8ivYg>
経験の浅い若手ハンターが、暴発事故によって一緒に狩猟していた先輩ハンターに重傷を負わせてしまいます。一つひとつの些細な行動が事故に繋がる第一歩になっているという実例。
- ③ 第3章 「わなによる事故（収録時間10分）」 <https://www.youtube.com/watch?v=wP0rileR5OA>
念願の田舎暮らしを始めた主人公の息子が、裏山で遊んでいた際、わなにかかってしまいます。鳥獣被害が深刻化する中で必要とされる狩猟者ですが、このような事故やトラブルを防ぐために、狩猟者には何が求められているのかも含め解説。